

望ましい学校教育環境のあり方について（答申）

参考資料

資料 1	福山市立小中学校児童生徒数・学級数一覧	1
資料 2	法令上の学校規模	4
資料 3	学校規模によるメリット・デメリット	5
資料 4	児童生徒数の状況	8
資料 5	望ましい学校規模等に関するアンケート調査	9
資料 6	市内小中学校における情報化の現状	13
資料 7	スクールサポートボランティア事業登録状況	14
資料 8	学校給食関係法令	15
資料 9	児童生徒の通学状況	27
資料 10	経済財政運営と改革の基本方針 2014 について（抜粋）	29
資料 11	今後の学制等の在り方について（第五次提言）（抜粋）	31

【小学校】

(2014年(平成26年)5月1日現在)

校番	学校名	児童数													学級数								合計		
		普通学級						特別支援学級							合計	普通学級						特別支援学級			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計			
1	東	43	60	51	51	67	47	319	3	2	3	2	0	0	10	329	2	2	2	2	2	12	2	14	
2	西	67	71	68	51	59	54	370	4	7	5	3	4	5	28	398	2	3	2	2	2	2	13	6	19
3	南	41	39	49	56	49	51	285	1	0	1	0	2	1	5	290	2	2	2	2	2	2	12	2	14
4	霞	41	36	44	47	42	46	256	3	1	1	1	2	1	9	265	2	2	2	2	2	2	12	2	14
5	川口	91	97	90	80	96	86	540	2	6	1	6	4	4	23	563	3	3	3	2	3	3	17	5	22
6	手城	115	114	103	101	97	100	630	1	2	2	4	5	7	21	651	4	4	3	3	3	3	20	3	23
7	深津	84	83	80	75	69	74	465	6	1	0	2	4	2	15	480	3	3	2	2	2	2	14	3	17
8	樹徳	93	65	70	64	82	72	446	5	7	2	7	3	6	30	476	3	2	2	2	3	2	14	5	19
9	泉	38	53	42	54	61	41	289	1	0	3	1	0	1	6	295	2	2	2	2	2	2	12	2	14
10	旭	46	42	37	34	37	38	234	0	1	0	1	4	0	6	240	2	2	1	1	1	1	8	2	10
11	光	54	62	49	57	72	63	357	2	1	3	3	1	1	11	368	2	2	2	2	2	2	12	3	15
12	引野	44	57	43	51	52	49	296	2	2	4	4	7	3	22	318	2	2	2	2	2	2	12	4	16
13	蔵王	36	59	37	47	46	45	270	1	0	4	0	0	0	5	275	2	2	1	2	2	2	11	1	12
14	千田	92	99	102	105	94	119	611	2	6	3	2	1	2	16	627	3	3	3	3	3	3	18	4	22
15	御幸	117	129	127	141	114	119	747	9	7	5	8	1	7	37	784	4	4	4	4	3	3	22	7	29
16	津之郷	40	39	32	29	39	39	218	1	1	1	1	1	0	5	223	2	2	1	1	1	1	8	2	10
17	赤坂	30	32	42	44	50	38	236	3	2	4	0	0	1	10	246	1	1	2	2	2	1	9	3	12
18	瀬戸	80	71	68	71	84	87	461	4	3	3	1	6	6	23	484	3	3	2	2	3	3	16	4	20
19	熊野	29	18	20	18	19	24	128	0	0	0	0	0	0	0	128	1	1	1	1	1	1	6	0	6
20	水呑	125	111	102	112	102	117	669	7	6	3	3	5	3	27	696	4	4	3	3	3	3	20	4	24
21	箕島	24	21	16	23	18	20	122	0	0	0	0	0	0	0	122	1	1	1	1	1	1	6	0	6
22	高島	20	26	18	20	25	22	131	2	1	1	0	0	0	4	135	1	1	1	1	1	1	6	1	7
23	鞆	25	18	17	19	15	23	117	1	0	1	1	1	2	6	123	1	1	1	1	1	1	6	2	8
24	走島	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
25	大津野	46	54	51	37	51	47	286	3	2	1	4	3	4	17	303	2	2	2	1	2	2	11	3	14
26	坪生	109	114	96	127	117	106	669	1	4	1	3	3	5	17	686	4	4	3	4	3	3	21	3	24
27	春日	83	75	67	87	78	82	472	3	3	1	3	2	4	16	488	3	3	2	3	2	3	16	3	19
28	神村	67	58	57	70	63	53	368	5	2	2	2	2	0	13	381	2	2	2	2	2	2	12	3	15
29	本郷	26	25	24	19	22	21	137	1	1	0	2	1	0	5	142	1	1	1	1	1	1	6	2	8
30	東村	10	7	4	6	11	5	43	0	0	0	0	0	0	0	43	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0	4
31	今津	51	51	48	57	56	46	309	1	3	1	3	2	1	11	320	2	2	2	2	2	2	12	3	15
32	松永	118	89	107	100	102	110	626	2	11	0	3	3	4	23	649	4	3	3	3	3	3	19	6	25
33	柳津	28	24	22	30	23	22	149	2	0	0	0	0	0	2	151	1	1	1	1	1	1	6	1	7
34	金江	11	17	17	25	23	24	117	1	0	0	0	1	0	2	119	1	1	1	1	1	1	6	1	7
35	藤江	15	19	11	17	16	12	90	0	0	0	1	1	1	3	93	1	1	1	1	1	1	6	2	8
36	伊勢丘	98	103	86	79	98	95	559	2	3	1	0	0	2	8	567	3	3	3	2	3	3	17	3	20
37	曙	82	89	58	64	85	91	469	5	3	0	3	1	5	17	486	3	3	2	2	3	3	16	3	19
38	多治米	67	72	78	73	69	60	419	11	6	4	5	3	4	33	452	2	3	2	2	2	2	13	5	18
39	旭丘	64	52	61	65	59	67	368	2	1	0	1	0	0	4	372	2	2	2	2	2	2	12	1	13
40	有磨	15	25	21	20	21	22	124	0	0	1	0	0	0	1	125	1	1	1	1	1	1	6	1	7

校番	学校名	児童数												学級数											
		普通学級							特別支援学級						合計	普通学級						特別支援学級	合計		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年				
41	福相	22	23	25	37	30	32	169	0	1	0	1	2	1	5	174	1	1	1	1	1	1	6	2	8
42	山野	1	0	1	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0.5	0.5	3	0	3
44	広瀬	3	4	4	1	8	2	22	0	0	0	1	1	1	3	25	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3	1	4
45	加茂	88	120	77	111	105	117	618	6	3	9	8	5	7	38	656	3	4	2	3	3	3	18	5	23
46	宜山	34	47	44	50	39	43	257	0	0	0	2	1	1	4	261	1	2	2	2	1	2	10	2	12
47	駅家	118	112	106	129	113	117	695	4	11	6	7	4	3	35	730	4	4	3	4	3	3	21	5	26
48	服部	2	13	8	9	5	9	46	0	0	1	0	0	0	1	47	1	1	1	1	0.5	0.5	5	1	6
49	桜丘	33	46	22	37	38	48	224	2	3	2	1	1	0	9	233	1	2	1	1	1	2	8	2	10
50	緑丘	139	136	121	130	100	123	749	5	6	7	6	4	6	34	783	4	4	4	4	3	4	23	5	28
51	長浜	33	26	26	15	29	33	162	2	0	0	1	3	1	7	169	1	1	1	1	1	1	6	2	8
52	駅家東	62	50	61	46	61	50	330	1	2	0	1	1	5	10	340	2	2	2	2	2	2	12	2	14
53	西深津	43	62	48	46	51	39	289	4	4	1	0	2	1	12	301	2	2	2	2	2	1	11	3	14
54	野々浜	20	27	25	25	26	43	166	1	0	0	0	0	1	2	168	1	1	1	1	1	2	7	1	8
55	幕山	64	40	59	59	52	56	330	1	2	2	4	3	1	13	343	2	2	2	2	2	2	12	3	15
56	久松台	52	64	62	70	67	68	383	1	1	2	0	1	3	8	391	2	2	2	2	2	2	12	1	13
57	新涯	134	129	140	132	135	129	799	5	2	2	6	3	3	21	820	4	4	4	4	4	4	24	4	28
58	山手	59	51	69	48	46	61	334	2	1	1	2	1	1	8	342	2	2	2	2	2	2	12	2	14
59	日吉台	60	82	68	68	76	71	425	2	1	4	0	0	2	9	434	2	3	2	2	2	2	13	2	15
60	川口東	65	58	73	45	67	65	373	3	2	1	2	3	1	12	385	2	2	2	2	2	2	12	3	15
61	駅家西	55	54	40	62	59	55	325	7	0	1	3	3	0	14	339	2	2	1	2	2	2	11	3	14
62	大谷台	10	22	10	11	20	17	90	2	0	0	1	3	0	6	96	1	1	1	1	1	1	6	2	8
63	明王台	36	25	34	45	43	50	233	0	0	0	2	0	0	2	235	2	1	1	1	2	2	10	1	11
64	内浦	2	2	2	1	2	0	9	0	1	0	0	0	0	1	10	0.5	0.5	0.5	0.5	1	0	3	1	4
65	内海	7	5	6	3	10	8	39	0	2	3	0	1	0	6	45	1	1	0.5	0.5	1	1	5	2	7
66	常金丸	23	28	18	19	18	20	126	1	0	1	2	0	1	5	131	1	1	1	1	1	1	6	2	8
67	網引	36	49	55	51	54	51	296	3	2	1	2	4	0	12	308	2	2	2	2	2	2	12	3	15
68	新市	33	46	33	34	41	42	229	3	2	5	6	1	0	17	246	1	2	1	1	2	2	9	3	12
69	戸手	69	64	60	64	62	71	390	0	1	1	4	3	0	9	399	2	2	2	2	2	2	12	2	14
70	能登原	8	11	10	9	13	9	60	0	0	0	0	0	0	0	60	1	1	1	1	1	1	6	0	6
71	千年	69	43	48	50	57	58	325	2	0	1	4	0	1	8	333	2	2	2	2	2	2	12	2	14
72	常石	6	21	16	11	7	19	80	2	2	2	0	0	1	7	87	1	1	1	1	1	1	6	2	8
73	山南	15	24	28	21	18	24	130	0	0	0	0	0	0	0	130	1	1	1	1	1	1	6	0	6
74	神辺	80	85	70	74	79	89	477	4	7	4	4	2	5	26	503	3	3	2	2	2	3	15	4	19
75	竹尋	23	34	26	39	37	33	192	2	3	0	0	0	1	6	198	1	1	1	1	1	1	6	2	8
76	御野	50	50	41	50	57	52	300	1	1	1	0	4	1	8	308	2	2	2	2	2	2	12	2	14
77	湯田	135	125	145	140	122	122	789	5	2	6	2	7	3	25	814	4	4	4	4	4	4	24	4	28
78	中条	25	19	26	32	35	31	168	0	2	0	1	0	0	3	171	1	1	1	1	1	1	6	2	8
80	道上	92	96	79	75	78	65	485	1	1	1	0	2	1	6	491	3	3	2	2	2	2	14	2	16
総 計		4071	4169	3901	4075	4144	4161	24521	171	160	127	153	138	134	883	25404	153	156	136	139	141	144	869	192	1061

【中学校】

(2014年(平成26年)5月1日現在)

校番	学校名	生徒数								学級数						
		普通学級				特別支援学級				合計	普通学級				特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計		1年	2年	3年	計		
1	東	174	169	186	529	1	9	2	12	541	5	5	5	15	3	18
2	城北	248	244	228	720	7	11	5	23	743	7	7	6	20	4	24
3	城南	258	231	244	733	10	5	3	18	751	7	6	7	20	4	24
4	鷹取	108	110	126	344	3	1	2	6	350	3	3	4	10	1	11
5	城東	145	141	147	433	2	3	2	7	440	4	4	4	12	2	14
6	幸千	206	185	182	573	6	7	0	13	586	6	5	5	16	3	19
7	済美	125	153	151	429	3	5	1	9	438	4	4	4	12	2	14
8	向丘	124	105	135	364	2	4	7	13	377	4	3	4	11	3	14
9	鞆	20	27	17	64	0	0	0	0	64	1	1	1	3	0	3
10	走島	0	0	2	2	0	0	1	1	3	0	0	1	1	1	2
11	鳳	138	98	123	359	0	0	0	0	359	4	3	4	11	0	11
12	培遠	152	152	96	400	3	3	0	6	406	4	4	3	11	2	13
13	大成館	135	136	137	408	4	4	2	10	418	4	4	4	12	2	14
14	松永	100	77	93	270	3	0	4	7	277	3	2	3	8	1	9
15	精華	55	60	47	162	3	1	1	5	167	2	2	2	6	2	8
16	中央	114	86	102	302	5	3	5	13	315	3	3	3	9	3	12
17	芦田	54	69	51	174	1	0	2	3	177	2	2	2	6	2	8
18	山野	0	3	3	6	0	0	0	0	6	0	1	1	2	0	2
19	広瀬	5	6	8	19	0	0	0	0	19	1	1	1	3	0	3
20	加茂	98	95	99	292	0	3	3	6	298	3	3	3	9	2	11
21	駅家	116	116	133	365	8	2	5	15	380	3	3	4	10	3	13
22	誠之	194	231	167	592	2	1	3	6	598	5	6	5	16	1	17
23	城西	90	85	96	271	2	1	0	3	274	3	3	3	9	1	10
24	大門	127	128	130	385	0	0	0	0	385	4	4	4	12	0	12
25	一ツ橋	89	102	91	282	3	4	2	9	291	3	3	3	9	2	11
26	東朋	145	143	165	453	4	5	4	13	466	4	4	5	13	2	15
27	駅家南	130	142	153	425	5	4	1	10	435	4	4	4	12	2	14
28	内海	5	3	9	17	0	0	0	0	17	1	1	1	3	0	3
29	常金	19	22	29	70	1	0	0	1	71	1	1	1	3	1	4
30	新市中央	158	118	162	438	4	1	7	12	450	4	3	5	12	2	14
31	福山	119	117	119	355	0	0	0	0	355	3	3	3	9	0	9
32	千年	60	95	81	236	0	2	0	2	238	2	3	3	8	1	9
33	至誠	38	44	35	117	0	0	0	0	117	1	2	1	4	0	4
34	神辺	175	207	192	574	3	2	5	10	584	5	6	5	16	2	18
35	神辺東	89	93	96	278	0	1	2	3	281	3	3	3	9	1	10
36	神辺西	107	96	92	295	0	3	2	5	300	3	3	3	9	1	10
総 計		3920	3889	3926	11735	85	85	71	241	11977	116	115	120	351	56	407

学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」（第79条で中学校に準用）とされており、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令にも同様に規定されている。さらに、5学級以下の学校と12学級～18学級の範囲にある学校とを統合する場合には、24学級まで適正な学校規模と示している。

なお、1984年（昭和59年）の文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」によると、11学級以下の学校は小規模校、5学級以下の学校は過小規模校とされている。一方、25学級以上の学校は大規模校、31学級以上の学校は過大規模校とされている。

(単位：学級)

規 模		過小規模	小規模	適正規模		大規模	過大規模
				統合の場合			
全学級数		1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31～
1学年の 学級数	小学校			2～3	～4		
	中学校			4～6	～8		

学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成。

	小規模校化		大規模校化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	○児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。	○集団の中で、多様な考え方方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	○全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	○多様な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	

	小規模校化		大規模校化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【生活面】	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育てやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面・財政面】	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた教員配置を行いやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨が行いやしい。 ○校務分掌を組織的に行いやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

	小規模校化		大規模校化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【その他】	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○P T A活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。	○P T A活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

○児童生徒数の状況

資料 4

(2013年(平成25年)5月1日現在)

■小学校 1学級の児童数の状況

○小学校 規模別・学年別の1学級の児童数 (規模別人数/平均値・最小値(Mini)・最大値(Max))

(単位：人)

規模	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
過小規模校(8校)	平均値	6.8	4.7	4.5	6.9	4.9	5.6
	Mini	0	0	0	0	0	0
	Max	13	10	8	13	10	10
小規模校(26校)	平均値	22.9	22.4	24.7	25.1	24.6	24
	Mini	17	11	10	8	12	8
	Max	33	35	39	40	40	33
適正規模校(43校)	平均値	28.4	28.4	31.2	31.8	30.7	31.3
	Mini	18	18	22	21	21	22
	Max	35	35	39	40	40	40
大規模校(1校)	平均	33	28.4	33	33.5	33	33.8

■中学校 1学級の生徒数の状況

○中学校 規模別・学年別の1学級の生徒数 (規模別人数/平均値・最小値(Mini)・最大値(Max))

(単位：人)

規模	学年	1年	2年	3年
過小規模校(8校)	平均値	18.3	16.8	15.9
	Mini	2	3	4
	Max	30	35	37
小規模校(16校)	平均値	33.8	31.9	33.5
	Mini	27	26	24
	Max	40	40	40
適正規模校(12校)	平均値	36.2	35.9	35.7
	Mini	32	32	32
	Max	39	39	40

過小規模校 : 全学級数 1～5学級
小規模校 : 全学級数 6～11学級
適正規模校 : 全学級数 12～24学級
大規模校 : 全学級数 25～30学級

(1) 調査目的

小中一貫教育を進める上での望ましい学校教育環境のあり方を検討するにあたり、学校現場で直接教育に携わる教職員の意見を踏まえ、検討を進める参考とするためアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象

福山市公立小中学校（小学校 78 校・中学校 36 校）

- ① 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事

※調査対象全校から回答を回収

- ② 若手教員（学級を担任する 20 代～30 代）2 名程度

※20 代～30 代の教員が勤務していない学校は、40 代以上の教員

※調査対象校のうち、小学校 77 校・中学校全校から回答を回収

(3) 調査方法

電子メールによる調査票の配布

電子メール又は市内の遞送便による回収

(4) 調査期間

- ① 2014 年（平成 26 年）2 月 27 日（木）～3 月 14 日（金）

- ② 2014 年（平成 26 年）3 月 28 日（金）～4 月 11 日（金）

(5) 調査結果【概要】

小学校

1 1学年あたりの望ましい学級数

「2学級」(56.0%)及び「3学級」(41.4%)の回答で9割以上(97.4%)となつた。なお、「1学級」と回答した教員はとほとんどいない(0.9%)。

2 望ましい学級数を選択した理由

	1学年2学級	1学年3学級	総計
クラス替え⇒新しい人間関係や社会性	133	154	292
同学年教員相互の研修・評価・協力が期待	120	128	254
関わり密⇒行き届いた指導	132	36	177
1教員当たりの校務分掌が適当	62	88	155
児童相互認知⇒集団性	99	43	150
学校行事等が運営しやすい	82	49	134
クラス相互の児童刺激⇒学力向上	56	64	122
運動場・施設・教材等の利用容易	96	16	118
その他	1	2	4
回答なし	5	2	19
総計	786	582	1,425

※選択した理由（最大3件まで）の件数を集計したもの

3 学校運営や子どもたちとの関わりの中における良い面・課題等

(5学級以下) 人間関係の固定化、競争心や向上心を持ちにくい、社会性が育ちにくい、教科指導等の具体的な内容の相談が困難など

(適正規模) 多様な人間関係が構築できる、学年・学級ごとに競い合える、教員の人材育成を行う上で適した規模であるなど

(19学級以上) 他クラスの状況を把握できない、全職員で統一した取組が困難など

4 単学級（1学年あたり1学級）以下の学校における長所及び短所

長所では、「児童一人ひとりに目が行き届きゆとりある教育」が最も多く、次いで「行事などの児童一人ひとりの活躍の場の提供」「体育館など施設が比較的利用しやすい」などの3項目で9割以上(94.9%)を占めている。

短所では、「クラス替えがないため人間関係が固定化」が最も多く、「集団活動で得られる協調性や競争力が生かされにくい」、「教員数が少なく学校行事運営が行いにくい」の3項目で9割以上(96.0%)を占めている。

5 学校規模が教育効果を高めるための大きな条件だと思うか

「非常に大きい」、「大きい」を合わせて7割(70.0%)を占めている。

6 1学級あたりの望ましい児童数及びその理由

「26～30人」が約半数(49.2%)、次いで「21～25人」が約4割(40.1%)となっている一方で、「10人以下」はなく、また「11～20人」との回答も極めて少数(3.8%)であった。

選択理由は、「丁寧な学習指導」が最も多く、「児童の行動が把握しやすい」、「集団の中で様々な役割分担を体験させることができる」の回答で7割以上(73.3%)を占めている。

中学校

1 1学年あたりの望ましい学級数

「4学級」が最多で、次いで「3学級」が多く、両者で約9割（90.1%）を占める。なお、「1学級」「2学級」を回答した教員はほとんどいない（1.8%）。

2 望ましい学級数を選択した理由

	1学年3学級	1学年4学級	総計
生徒相互認知⇒集団性	52	46	102
学校行事等が運営しやすい	25	72	104
関わり密⇒行き届いた指導	45	45	96
クラス替え⇒新しい人間関係や社会性	33	57	103
クラス相互の生徒刺激⇒学力向上	20	34	62
1教員当たりの校務分掌が適当	12	40	61
運動場・施設・教材等の利用容易	19	28	51
同学年教員相互の研修・評価・協力が期待	15	28	49
生徒が多様な部活動を選択可能	4	20	30
その他		1	1
回答なし		4	7
総計	225	375	666

※選択した理由（最大3件まで）の件数を集計したもの

3 学校運営や子どもたちとの関わりの中における良い面・課題等

（5学級以下）人間関係の固定化、競争心や高い目標意識を持ちにくい、社会性が育ちにくい、部活動が成立しにくい、教科の進め方の相談が困難など
(適正規模) 毎年クラス替えができ社会性を身につけられる、互いに競い合い、支え合うことができる、同学年の教員の指導が受けられるなど
(19学級以上) 部活動の場所確保ができない、授業に出ない学級との関わりが希薄など

4 単学級（1学年あたり1学級）以下の学校における長所及び短所

長所では、「生徒一人ひとりに目が行き届きゆとりある教育」が最も多く、次いで「行事などでの生徒一人ひとりの活躍の場の提供」「体育館など施設が比較的利用しやすい」の3項目で9割以上（95.9%）を占めている。

短所では、「クラス替えがないため人間関係が固定化」が最も多く、以下、「集団活動で得られる協調性や競争力が生かされにくい」、「運動会など学校行事が活性化しにくい」の3項目で9割以上（95.0%）を占めている。

5 学校規模が教育効果を高めるための大きな条件だと思うか

「非常に大きい」、「大きい」を合わせて約8割（78.4%）を占めている。

6 1学級あたりの望ましい生徒数及びその理由

「26～30人」が約半数（55.4%）、「31～35人」（25.7%）との2項目で全体の8割（81.1%）を占めている一方で、「10人以下」の回答はなく、「11～20人」の回答も極めて少数（4.5%）であった。

選択理由は、「丁寧な学習指導ができる」、「生徒の行動が把握しやすい」、「集団の中で様々な役割分担を体験させることができる」の3項目で、7割以上（74.6%）を占めている。

(6) 集計結果

小学校		
若手教員	管理職等	計

ア 1学年あたりの望ましい学級数について

① 1学年あたり1学級	1	3	4
② 1学年あたり2学級	71	191	262
③ 1学年あたり3学級	73	121	194
④ 1学年あたり4学級 (小学校の場合4学級以上)	2	3	5
⑤ 1学年あたり5学級 (中学校のみ)	-	-	-
⑥ 1学年あたり6学級 (中学校のみ)	-	-	-
⑦ 1学年あたり7学級以上 (中学校のみ)	-	-	-
⑧ その他	1	2	3
計	148	320	468

1	0	1
0	3	3
23	52	75
36	89	125
6	4	10
3	2	5
0	0	0
0	3	3
69	153	222

イ 「ア」を選択した理由について

① 教員と児童・生徒の関わりが密になり、行き届いた指導ができる。	59	118	177
② 運動場や施設・教材教具等が利用しやすい。	36	82	118
③ 児童・生徒がお互いを知ることができ、集団としてのまとまりがよい。	45	105	150
④ 学校行事等の運営がしやすい。	54	80	134
⑤ 教員1人あたりの校務分掌が適当。	44	111	155
⑥ クラス替えにより、新しい人間関係や社会性を身につけることが期待できる。	89	203	292
⑦ クラス相互に児童・生徒が刺激し合い、学力を向上させることができる。	38	84	122
⑧ 同学年の教員相互の研修や評価・協力が期待できる。	77	177	254
⑨ 生徒が多様な部活動を選択できる。	-	-	-
⑩ その他	0	4	4
計	442	964	1406

31	65	96
13	38	51
30	72	102
36	68	104
18	43	61
38	65	103
18	44	62
12	37	49
8	22	30
0	1	1
204	455	659

ウ 単学級（1学年あたり1学級）以下の学校における長所について

① 児童・生徒一人ひとりに教員の目が行き届き、ゆとりある教育が受けられる。	76	150	226
② 行事などで児童・生徒一人ひとりに活躍の場が多く与えられる。	40	118	158
③ 特別支援教室や体育館などの施設が比較的利用しやすい。	19	43	62
④ クラス替えがないため、児童・生徒同士が親密になれる。	12	6	18
⑤ その他	1	5	6
計	148	322	470

51	116	167
10	23	33
4	8	12
2	3	5
1	3	4
68	153	221

エ 単学級（1学年あたり1学級）以下の学校における短所について

① 運動会などの学校行事が活性化しにくい。	12	7	19
② クラス替えがないため、人間関係が固定化してしまう。	106	243	349
③ 教員数が少ないため、学校行事などの運営が円滑に行いにくい。	17	14	31
④ 集団活動で養われる協調性や競争力が生かされにくい。	13	58	71
⑤ その他	0	0	0
計	148	322	470

10	9	19
35	101	136
6	4	10
17	39	56
1	0	1
69	153	222

オ 学校規模が教育効果を高めるための大きな条件だと思うかについて

① 非常に大きな条件だと思う。	21	47	68
② 大きな条件だと思う。	81	180	261
③ あまり大きな条件だとは思わない。	32	67	99
④ 全く関係ないと思う。	1	3	4
⑤ どちらともいえない。	13	25	38
⑥ その他	0	0	0
計	148	322	470

14	28	42
43	89	132
8	25	33
0	1	1
4	9	13
0	1	1
69	153	222

カ 1学級あたりの望ましい児童数について

① 10人以下	0	0	0
② 11～20人	6	12	18
③ 21～25人	63	126	189
④ 26～30人	69	163	232
⑤ 31～35人	9	22	31
⑥ 36～40人	0	0	0
⑦ その他	1	0	1
計	148	323	471

0	0	0
4	6	10
7	22	29
32	91	123
24	33	57
2	1	3
0	0	0
69	153	222

キ 「カ」を選択した理由について

① 丁寧な学習指導ができる。	135	273	408
② 児童・生徒の行動が把握しやすい。	118	236	354
③ クラスとしての一体感が深まる。	44	85	129
④ お互いに学力を高め合うことができる。	28	122	150
⑤ 社会性を身に付ける機会に恵まれる。	21	67	88
⑥ 集団の中で様々な役割分担を体験させることができる。	94	175	269
⑦ その他	3	6	9
計	443	964	1407

48	138	186
54	121	175
21	46	67
16	36	52
17	24	41
46	86	132
2	6	8
204	457	661

○市内小中学校における情報化の現状

ア 情報機器等の整備状況

I パソコン教室整備（2009年（平成21年）以降）

■普通規模校

児童用20台+教員用1台 …… 71校

生徒用20台+教員用1台 …… 32校

■小規模校

児童生徒用10台+教員用1台 …… 4校(東村小、内海小、能登原小、広瀬中)

児童生徒用 7台+教員用1台 …… 4校(山野小、広瀬小、走島小中併用)

児童生徒用 5台+教員用1台 …… 3校(内浦小、山野中、内海中)

II 教職員用パソコン1人1台整備（約2,500台）

III 職員室内の情報共有機器整備及び教育委員会からの遠隔監視システム整備

IV 児童生徒用、校務用パソコンWindowsXP更新終了（2014年2月末）

イ 情報教育について

I パソコン教室における、ネットワークを活用した学習支援ソフトの活用
5教科（国・算・理・社・英）のドリル学習を行うソフトウェア

II 情報モラル教育

インターネットや、メール利用に係るモラル教育

著作権、肖像権などの情報の取り扱いルールについての教育

III 理科教育の充実のための教材提示装置と高照度プロジェクタの整備

（2013年度中学校理科室5校、小学校理科室1校整備 年次計画で全校理科室整備予定）

【活用例】

顕微鏡の各部を大きく見せて機能を説明し、実際の操作の動きを大きく見せて指導する。

また、実験結果を大きくみせて全体で共有し、ディスカッションを行う。

(2014年(平成26年) 6月5日現在)

(単位：人)

活動内容	小学校 78校	中学校 36校
児童生徒の登下校、校外学習に係る安全・防犯活動	5,186	40
総合的な学習の時間に係る支援	1,392	90
読書、読み聞かせ	792	105
学校図書館業務支援及び図書整理	486	32
情報教育支援	41	10
英語活動支援（小学校）	73	—
クラブ活動（小学校）・部活動（中学校）支援	402	98
学校関係者評価	233	150
その他	1,102	137
合計 (実登録)	9,707 (8,957)	662 (609)
平均 (実登録)	124 (115)	18 (17)

*その他：環境整備（植木剪定・花壇整備）、学習支援、教材作成、実習・実技の補助、校外学習引率、補充学習等

◎食育基本法（平成十七年法律第六十三号）（抜粋）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

（略）

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行

われなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育

所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦身^{そう}又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

◎学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

- 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは

中学部をいう。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施される
ように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければ
ならない。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校
給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について
維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定
めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な
学校給食の実施に努めるものとする。

◎中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）（抜粋）

第2章 各教科

第7節 保健体育

第1 目標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

第2 各分野の目標及び内容

[保健分野]

1 目標

個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内容

(1)～(3) (略)

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようする。

ア (略)

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

ウ～カ (略)

第8節 技術・家庭

第1 目標

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

第2 各分野の目標及び内容

[家庭分野]

1 目標

衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これから的生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

2 内容

A 家族・家庭と子どもの成長 (略)

B 食生活と自立

(1) 中学生の食生活と栄養について、次の事項を指導する。

ア 自分の食生活に関心をもち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。

イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えること。

(2) 日常食の献立と食品の選び方について、次の事項を指導する。

ア 食品の栄養的特質や中学生の1日に必要な食品の種類と概量について知ること。

イ 中学生の1日分の献立を考えること。

ウ 食品の品質を見分け、用途に応じて選択できること。

(3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。

ア 基礎的な日常食の調理ができること。また、安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。

イ 地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること。

ウ 食生活に関心をもち、課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理などの活動について工夫し、計画を立てて実践できること。

第5章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学級活動]

1 目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内容

学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(1) (略)

(2) 適応と成長及び健康安全

ア～ク (略)

ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(3) (略)

◎第2次食育推進基本計画（抜粋）

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点課題 (略)
2. 基本的な取組み方針
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

我が国の未来を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性をはぐくんでいく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。

その際は、健全な食習慣や食の安全観を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の内容に関する安全知識、社会人として身に付けるべき食事の際のマナー等食に関する基礎の習得について配意する。

(5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食は、観念的なものではなく、日々の調理や食事等と深く結び付いている極めて体験的なものである。

そこで、食との関係が最終段階での消費のみにとどまることが多い都市生活者を始めとして、多くの国民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じる。

(略)

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方 (略)
2. 食育の推進に当たっての目標
 - (1)～(3) (略)

(4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目指す。また、各都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも前述の学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であり、新たに学校給食における国産の食材を使用する割合の増加も目標として追加する。具体的には、平成24年度において全国平均77%となっている割合（食材ベース）について、平成27年度までに80%以上とすることを目指す。

（略）

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進 （略）
2. 学校、保育所等における食育の推進

（1）現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、保育所等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っており、学校や保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められている。

また、子どもへの食育は家庭の食育への良き波及効果をもたらすことが期待できる。このため、家庭や地域と連携を深めつつ、学校、保育所等において十分な食育がなされるよう、適切な取組を行うことが必要である。

従来、栄養分野においては、栄養不足の観点が強調され、栄養の過剰摂取の視点がやや欠けていたとの指摘を踏まえ、生活習慣病の予防の立場から、適切なバランス確保に

留意することが重要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食に関する指導の充実)

新しい学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記され、各教科等でも食育に関する記述が充実された。また、幼稚園教育要領においても、食育に関する記述が充実された。これらを踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて学校における食育を組織的・計画的に推進する。

栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員である。すべての児童生徒が、栄養教諭の専門性をいかした食に関する指導を受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努める。

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要である。このため、校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協力した食に関する指導体制を充実するための取組を促進する。

また、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協力による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。

地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するため、指導者に対する研修を実施する。

学校教育以外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、行政関係者、関係団体等と連携し、子どもへの体験学習を推進する。

効果的な食育の推進を図るために、各地域において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中心として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。

(学校給食の充実)

子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心を高め理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、安定的な納入体制を構築の上、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者の苦労や産物に関する情報等を子どもに伝達し、感謝の心をはぐくむ等教育にいかす取組を促進する。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を推進する。

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、子どもへの指導において、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、食物アレルギー等食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導を行うなど望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進する。

(略)

○児童生徒の通学状況

資料9

ア 小・中学生の通学方法

小学生は原則徒歩による通学、中学生は原則徒歩または自転車による通学

※自転車通学については、地理的条件や距離等により各学校で基準を設定している。

※遠距離通学に係り、電車、バス等を利用する際の交通費については、補助制度あり。

イ 遠距離通学費補助について

福山市では統廃合に係る小学校または中学校の遠距離通学児童・生徒について通学費の補助を行っている。

I バス

(i) 対象：統廃合に係る小学校または中学校の遠距離通学児童・生徒

学校名	通学区域	対象学年等
有磨小学校	杵磨地区で通学距離 4km 以上の区域	全学年
山野小学校	大谷・七谷・木割谷・押谷地区で通学距離 4km 以上の区域 山野北小学校地区で通学距離 4km 以上の区域	全学年
加茂小学校	姫谷・高山・百谷・北山地区で通学距離 4km 以上の区域	全学年
加茂中学校	姫谷・高山・百谷地区で通学距離 6km 以上の区域	全学年

(ii) 補助額

同一世帯の一人目はバス定期代金の 1/2、二人目は、2/3、三人目は、5/6

※学校を通じて保護者に支給

(iii) 補助対象者数（2013年度（平成25年度））

10人（有磨小6人、加茂小3人、加茂中1人）

II タクシー

バス路線が廃止された場合は、タクシー送迎を行っている。

(i) 対象：統廃合に係る小学校または中学校の遠距離通学児童・生徒

→熊野小学校在籍の寺迫地区児童、中条小学校在籍の三谷地区児童

(ii) 補助額

入札で決定した業者に委託料を支払う。

(iii) 補助対象者数（2013年度（平成25年度））

10人（熊野小3人、中条小7人）

経済財政運営と改革の基本方針 2014について

〔平成 26 年 6 月 24 日
閣 議 決 定〕

経済財政運営と改革の基本方針 2014について、別紙のとおり
決定する。

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

経済成長の源泉は「人」であり、経済再生のためにも教育再生が重要である。「教育基本法」²¹の理念の実現に向け、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」²²等に基づき、学制改革に関する検討を進めるなど、総合的に教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力と規範意識の達成を目指すとともに、知識だけでなく、思考力・判断力・表現力など社会を生き抜く力、我が国の伝統や文化についての理解、社会の責任ある一員として必要な公共心の養成を行う²³。今後、少子化が更に進展する中、教育の「質」をより重視した取組を強化する。そのため、少子化の見通しも踏まえ教職員の計画的採用を進めつつ、教職員の質的向上や指導力の強化を推進する。学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。また、専門人材やICTの活用等により効率的に教育の充実を図る。

大学の徹底した国際化²⁴、理工系人材の育成、教育研究基盤の確立などにより、グローバル化等に対応する人材の養成を行うとともに、大学改革を推進する。国立大学法人について評価と運営費交付金の配分の在り方を抜本的に見直し、教育研究の質の向上に努力した大学に対して重点的・戦略的配分を行う仕組みを検討する。また、大学による厳格な成績評価や卒業認定の厳格化を進める。さらに、学生の教育費負担に配慮しつつ、産業界・大学双方の連携により奨学金等の支援拡充や授業内容の充実を図るとともに、各国立大学が一定の範囲内で授業料を適切に設定して教育研究の質の向上を図る取組や、各大学における授業料免除などの学生支援の取組等を充実する。地域の大学において、各地域の得意分野を活かす優れた教育研究拠点を創設・選定し、特色ある人材育成を図る。また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

(スポーツ・文化芸術の振興)

スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進するとともに、スポーツ庁の設置など行政組織の在り方について政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮した検討を行う。

また、文化芸術立国を目指し、地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組

²¹ 「教育基本法」(平成18年法律第120号)

²² 「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)

²³ 英語教育・理数教育・ICT教育・道徳教育・特別支援教育の強化や海外子女教育、都市と農山漁村の教育交流の推進等。

²⁴ 英語による授業の促進、文系・理系の垣根のないリベラル・アーツ教育の強化等に加え、官民協力による若者の海外留学環境の整備、外国人留学生の受入れを推進

今後の学制等の在り方について (第五次提言)

平成 26 年 7 月 3 日

教育再生実行会議

今後の学制等の在り方について (第五次提言)

はじめに

日本は、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、生産年齢人口の加速度的な減少が見込まれる危機的な状況にあります。世界は、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の中にあります。こうした中、日本が将来にわたって成長し発展を続け、一人一人の豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく必要があります。教育再生は、一人一人をより良い人生に導く営みであり、社会の持続的な発展と経済再生を支える基盤だと言えます。

日本を支え担う人材は、戦後約70年にわたり、6-3-3-4制の学制の下で育成されてきましたが、子供や社会の状況は大きく変化しています。現在の学制の原型が導入された当時と比べて発達の早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレム¹、中1ギャップ²などの課題が指摘されています。また、グローバル化への対応やイノベーションの創出を活性化する観点から、英語教育の抜本的充実や理数教育の強化、ICT教育の充実が求められています。さらに、産業構造の変化や技術革新が進む中、質の高い職業人の育成も求められます。

こうした課題への対応として、現在の学制の枠内で、地方公共団体や大学等における様々な工夫や取組が行われていますが、少子・高齢化やグローバル化への対応は、日本が直面する大きな課題であり、一人一人の能力の伸長と意欲ある全ての人が社会参画できる環境の構築は、国家戦略として取り組む必要があります。今、まさに日本の存立基盤である人材の質と量を将来にわたって充実・確保していくことができるかどうかの岐路に立っており、現在の学制が、これから日本に見合うものとなっているかを見直すときであると言えます。

教育再生実行会議では、このような観点から、義務教育及び無償教育の期間、学校段階間の連携、一貫教育や区切りの在り方、職業教育制度などの学制の在り方全般について提言するとともに、これらの改革に関連する教師の在り方や条件整備について提言します。学制の在り方は広範囲にわたる問題であることから、本提言は、直ちに検討を行い速やかに実行する施策のほか、必要な財源の確保などの環境整備を図った上で実行する施策、それらの進捗等を踏まえた上で更に検討を深める施策を含めて示すこととします。政府においては、本提言に盛り込まれた諸施策について、専門的・具体的な検討を行うとともに、国民的な議論を深めながら、丁寧かつ着実に取組を進めることを期待します。

¹ 小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。

² 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、不登校などの生徒指導上の諸問題につながっていく事態等。

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

義務教育は、一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うものであり、知・徳・体をバランス良く育てる全人教育が必要です。機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹を国の責務として保障しつつ、義務教育を抜本的に充実するため、その年限³や無償教育の期間について考える必要があります。

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。その際、保護者が子供の教育に第一義的責任を有していることを自覚し、家庭の十分な協力を得ながら幼児教育の充実が図られることが大切です。

高等学校段階の教育においては、第四次提言で述べたように、義務教育の基礎の上に、変化の激しい現代社会において主体的な自己を確立し自ら学び行動していくための幅広い教養と一定の専門的な知識、職業観等を身に付け、社会の発展に寄与する志や責任感を養うことが求められます。生徒の能力や適性は多様であり、生徒の学習ニーズに対応した教育を受けられるよう多様化や特色化を図ることが重要です。また、この時期は、社会人になるための助走期間であり、意欲ある全ての子供に挑戦の機会が与えられるよう、家庭の経済状況にかかわらず教育機会を保障する必要があります。

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

- 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、待遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。
- 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期にお

³ 平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的についての規定が新たに置かれるとともに、その期間について、将来延長する可能性も視野に入れ、9年とされていた規定が削除され、学校教育法に委ねられた。

ける特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

- 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。
- 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行なうインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

(高等学校教育、修学支援の充実)

- 高等学校教育において、生涯にわたって学ぶ基礎となる力を育成するとともに、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応した教育が積極的に行われ、様々な進路に挑戦できるよう、地方公共団体及び学校は、その実態に合わせて教育課程を工夫したり、民間の外部検定試験等の活用を図ったりするなど、高等学校教育の特色化を進め、国は適切な支援を行う。
- 国及び地方公共団体は、特に低所得者層を対象として高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等の修学のための支援策を一層推進し、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供に高等学校段階の教育機会を保障する。
- 高等学校等を卒業した後も、意欲と能力のある者が、経済的な困難があっても高等教育への修学を断念することなく、学び挑戦していくことができるよう、国及び大学は、授業料減免や所得連動返還型奨学金などの支援策を一層推進する。専修学校についても修学支援が図られるよう取り組む。

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

学校段階間の区切りは、一定の年齢層の子供を同一の方式で教育するという意味がありますが、いじめや不登校が中学校第1学年で急増するなど教育上の様々な課題との関係が指摘されています。一方、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、

学力向上や中1ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成长や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。こうしたことから、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育の推進が求められます。また、区切りを一律に変更することについては、これらの取組の進捗状況、その成果や課題等を踏まえた上で、更なる検討を行うことが必要と考えます。

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。
- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弹力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようとする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。
- 学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本と

し、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていないない、ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していないない、iii) 専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあります。必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校⁴、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

また、学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要です。

（職業教育の充実、強化）

- 高等学校段階における職業教育の充実のため、国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援を充実し、更なるレベルアップを図る。学習や学校生活に課題を抱える生徒に対しても、社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図る社会人となることができるよう、学力向上や就職支援のための指導員の配置充実等を図る。また、地方公共団体と学校、関係機関が連携し、中途退学者も含め、新たな挑戦に臨む進路変更希望者に対する転学、再修学や就職のための相談・支援を行う体制を構築する。
- 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成⁵を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。
- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようになり、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

⁴ 専門学校においては、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、職業実践専門課程の文部科学大臣認定制度が平成26年度から実施されている。同年度において472校1,373学科が認定を受けている。（平成25年度における専門学校的学校数・学科数は、2,811校8,128学科）

⁵ 平成25年度において、高等専門学校的学科（247学科）のうち、工業系96.8%（239学科）、商船2.0%（5学科）、その他1.2%（経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各1学科）となっている。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

- 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。
- 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。
- 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくする。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。
- 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

上記1で述べた改革を実現に導くには、子供一人一人の可能性を引き出し、能力を伸ばしていく教師の存在が不可欠であり、その資質・能力の向上や配置の充実を一体のものとして行わなければなりません。教師が自らの人間性や専門性を発揮して子供を教え導くことができるよう、学制改革の機会を捉え、免許、養成、採用、研修、配置、処遇などの制度全般の在り方を考える必要があります。

学制改革に伴い、学校間の連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教師が学校種を越えて教科等の専門性に応じた指導ができるよう教員免許制度を改革するとともに、専科指導等のための教職員の配置や専門性を持つ人材の活用を図ることが必要です。

また、教師には、教育に対する強い情熱、豊かな人間性や社会性、実践的で確かな

指導力が求められます。自ら学び続ける強い意志を備えた質の高い教師を確保するとともに、教師が社会から尊敬され、その力が十分に発揮されるよう、教師の養成や採用、研修等の在り方についても見直す必要があります。

(学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方)

- 国は、教師が教科等の専門性に応じ、小学校と中学校、中学校と高等学校などの複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設⁶や、複数学校種の免許状の取得を促進するための要件の見直しなど教員免許制度の改革を行う。地方公共団体は、複数学校種の免許状保有者の採用や、現職の教師による他校種免許状の取得の促進を図る。
- 国及び地方公共団体は、小学校と中学校の連携推進や、各学校における教科の専門性に応じた教育の充実のため、小学校における専科指導のための教職員配置を充実する。また、特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用や、学校支援ボランティアの推進等により、学校の教育活動において、社会経験や専門的知識・技能の豊かな社会人、外国人指導者、文化・芸術・スポーツの指導者など多様な人材の積極的な登用を図る。
- 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

(質の高い教師を確保するための養成、採用、研修等の在り方)

- 実践的な力を備えた教師を養成し採用することができるよう、国は、大学において、インターンシップやボランティア活動など学生に学校現場を経験させる取組を推進するとともに、採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み（教師インターン制度（仮称））の導入を検討する。こうした仕組みの導入に際しては、教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。
- 大学は、質の高い教師を養成するため、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実

⁶ 現行の教員免許制度においては、学校種ごとに免許状が設けられており、原則として、一の免許状では、複数の学校種において指導ができない。

を図る。地方公共団体と教職大学院などの大学が連携して、管理職を養成する研修も含め、教師の研修を充実し、自ら学び続ける強い意志、リーダーシップや創造性などの資質向上を図る。国は、優秀教師の待遇の改善等と併せ、こうした取組を積極的に支援する。

- 国及び地方公共団体は、課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。また、教師の勤務時間や授業以外の活動時間が世界的に見て格段に長い⁷ことを踏まえ、教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から、学校経営を支える管理・事務体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門職の配置や活用が進むよう、制度面・財政面の整備を行う。
- 国及び地方公共団体は、教師に対する社会からの信頼感や尊敬の念が醸成され、優秀な人材を教育現場に引き付けるため、いわゆる人材確保法の初心に立ち返り教師の待遇を確保する。真に頑張っている教師に報いることができるよう、優れた教師に対する顕彰を行い、人事評価の結果を待遇等に反映するとともに、諸手当等の在り方を見直し、メリハリのある給与体系とするなどの改善を図る。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

上記1及び2で述べた、義務教育、無償教育の期間の見直し、幼児教育の充実、小中一貫教育の制度化など学校段階間の連携や一貫教育の推進、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化など、新しい時代にふさわしい学制を構築し、将来を見据えた改革を断行していくためには、財源措置を含む条件整備が必要であり、社会全体で教育への投資を重視する意識改革を一体的に行うことが重要です。

日本の現状は、高齢者世代に比べて、子供・若者世代への公的な支出が圧倒的に少ない状態です。特に、私学の多い就学前教育と高等教育段階における公財政負担や、一人一人の状況に応じた修学支援等が十分でなく、これらの充実が求められます。

教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育投資は、個人の能力の向上、自己実現、所得の増加、出生率の向上、経済成長、税収増加などの効果をもたらします。特に、子育てや教育にお金がかかりすぎることが、子供を産み育てたい人の希望を阻害する最大の要因となっており、教育費負担の軽減は、少子化対策の鍵であると言えま

⁷ OECDによる国際教員指導環境調査（TALIS2013）によれば、中学校段階の教師の1週間あたりの勤務時間について、日本は53.9時間であり、調査参加国（34か国・地域）中最長（参加国平均は38.3時間）。授業時間は参加国平均（19.3時間）と同程度（17.7時間）だが、特に、スポーツ・文化などの課外活動（日本：7.7時間、参加国平均：2.1時間）や事務業務時間（日本：5.5時間、参加国平均：2.9時間）が長い。

す。また、意欲ある全ての子供・若者、社会人に挑戦の機会を保障し、質の高い教育を実現することは、貧困の連鎖を断ち、一人一人の豊かな人生の実現に寄与するものです。さらには、個人の能力の向上は、社会全体の生産性の向上をもたらし、将来にわたって成長し続ける社会の実現につながります。逆に、人材の質と量を充実・確保するための教育投資を怠れば、我が国は、今後、少子・高齢化の急速な進展等により、労働力人口の急激な減少や、それに伴う経済成長の鈍化、社会保障制度の維持の困難化など危機的な状況に陥る恐れがあります。

こうしたことから、家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人に質の高い教育機会を確保していくことが不可欠であり、世代を超えて総がかりで教育を支える社会の実現を目指すべきです。特に、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、子供・若者の未来のため、安定的な財源を確保しつつ、「未来への投資」と位置付けて重視することが必要です。

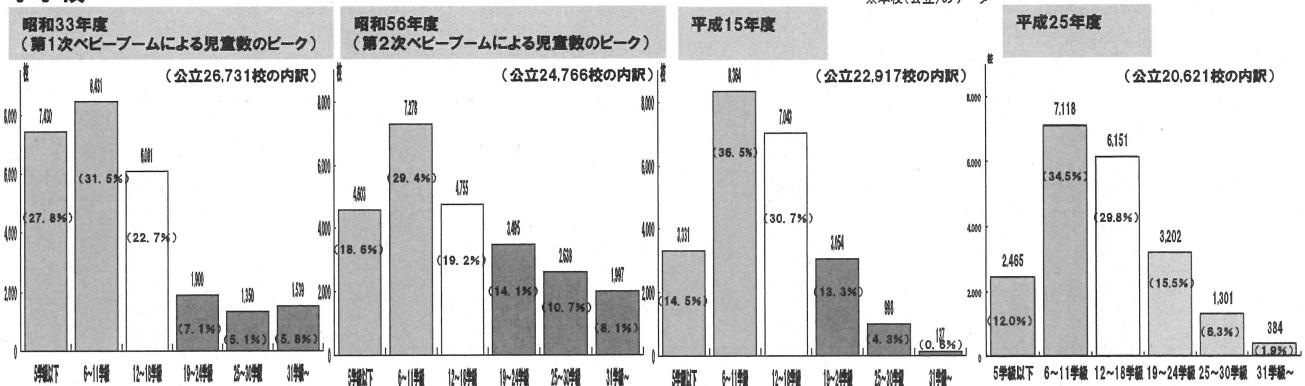
教育財源の確保に当たっては、少子化に伴って遞減する費用や教育的観点からの学校統廃合等によって生じた財源を教育の質の向上に活用すべきです。また、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ、とりわけ教育費負担の軽減のために大胆に移していくことや民間資金の活用等も重要です。政府においては、教育投資の一層の重視や教育財源の確保の方策について、その意義・効果を踏まえて更に国民的な議論を深め、実行していくことを期待します。

- 家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができ、一人一人の能力や可能性を最大限伸ばし、将来にわたって成長し続ける社会の実現を目指し、国は、子供・若者の未来のため、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、「未来への投資」と位置付けて重視する。教育財源の確保に当たり、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ大胆な移行を図る。
- 国は、在学中にかかる費用を卒業後の収入に応じて負担する所得連動返還型奨学金の充実、税制上のインセンティブを通じた寄附の促進等による民間資金の活用や世代間資産移転の促進等も含め、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える安定的な教育財源を確保する取組について、国民的な理解を得つつ推進する。
- 教育投資は、少子化対策の観点からも極めて重要であることを踏まえ、国、地方公共団体、産業界、教育界の代表等による「教育サミット（仮称）」を開催し、教育投資の重要性についてアピールするなど、社会総がかりで子供・若者を支える意識や環境の醸成を図る。

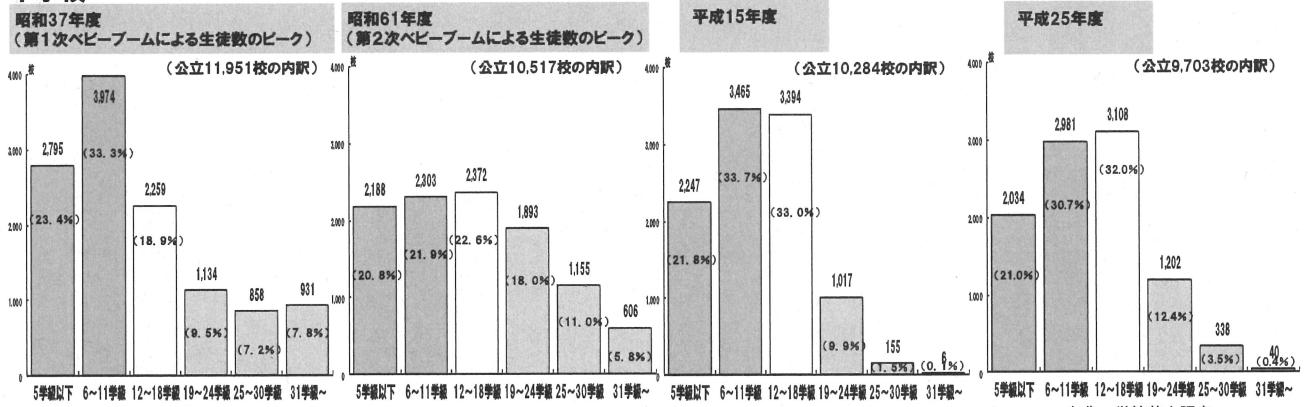
近年の公立学校の学校規模の推移

学校統合等によって、5学級以下の小規模学校は減少傾向にある。

小学校



中学校



出典：学校基本調査